

## 委託業務仕様書（案）

### 1 事業名

平成30年度わかやま“和み”暮らし現地体験ツアー実施事業

### 2 業務目的

本業務は、わかやまへの移住に関心のある主に関西圏の都市部在住の方を対象にしたわかやま“和み”暮らしを体験する現地体験ツアーを開催し、わかやまの魅力の発信と移住への動機付けを図り、本県への移住を促進することを目的とする。

### 3 業務内容

(1)わかやま“和み”暮らし現地体験ツアーの企画・調整・手配・運営

①開催回数：9回程度（1泊2日、1回につき原則2市町村）

②開催場所：原則として次の18市町村（地域）で開催すること。

海南市（大崎地域）、紀美野町、かつらぎ町（天野、新城、四郷、御所、山崎地域）、高野町、湯浅町、広川町（津木地域）、有田川町（金屋、清水地域）、由良町、印南町、日高川町、田辺市（旧田辺市街地を除く）、白浜町（日置川地域）、すさみ町、新宮市（熊野川、高田地域）、那智勝浦町（色川地域）、古座川町、北山村、串本町

ただし、次の3市町村（地域）を併せた21市町村（地域）について、市町村の開催意向を確認し、県と協議のうえ予算の範囲内で対応すること。

紀の川市（鞆渕、奥安楽川、細野、麻生津地域）、九度山町、みなべ町（清川地域）

③出 発 地：大阪市内発着とすること。

ただし、合理的な理由があると認められる場合は、県と別途協議のうえ決定する。

④集客目標：現役世代を中心に、原則として各回15名以上を集客すること（最少催行人数8名）。ただし、合理的な理由があると認められる場合は、県と別途協議のうえ決定する。

⑤効果検証：事業終了後に効果を検証するため、ツアー実施中に和歌山県への移住に関するアンケート調査を参加者に実施すること。アンケートの内容は、県と協議して定めること。

⑥行 程：先輩移住者や地域住民との交流イベント、まちなか案内（地域の空き家、公共施設、医療・教育機関、観光資源等）や職業・地域活動体験等を実施すること。また、原則として市町

村の移住担当職員が生活基盤等を紹介する機会を設けること。その他、行程の決定に際しては、県、実施市町村及び移住者受入協議会と十分に内容を協議すること。

- ⑦宿 泊 先：実施市町村と協議のうえ、原則として公共の宿、短期滞在施設、民泊等を利用すること。
- ⑧参加費負担：参加者から徴収する現地体験ツアーへの参加費（食費及び宿泊費）は、原則として10千円/人以内（消費税等を含む）、小学生は5千円/人以内（消費税等を含む）、未就学児は無料とする。
- ⑨そ の 他：各ツアー実施後原則1週間以内に、ツアーの概要（参加者、行程、写真等）、効果、改善点、参加者アンケートの集計結果、参加者の移住相談情報等を記載した報告書を作成し、県に提出すること。

## (2)集客のための広報

- ①各回チラシを作成し、原則としてツアー実施の2ヶ月以上前に広報及び申込受付を開始すること。
- ②県移住ポータルサイト（WAKAYAMA LIFE）、その他関係機関のホームページへの掲載や、SNS等により広報すること。
- ③必要に応じてダイレクトメール配布やフォームメーカーを活用して集客を図ること。
- ④WEB や SNS 等での有料広告は、別途県の委託事業「わかやま移住プロモーション事業」として実施するため、本事業では行わないこととする。

## (3)実施報告書の作成、提出

- ①(1)(2)の事業終了後に、(1)(2)すべての効果検証のまとめを行い、実施報告書を作成すること。
- ②電子媒体も併せて提出すること。

## (4)その他目的を達成するために必要な業務

なお、事業の進捗、今後の方向性等を確認していくため、業務スケジュールを立て、必要に応じて県と打ち合わせを実施すること。また、県から業務にかかる指示があった場合は、速やかに報告すること。

#### 4 対象経費

- (1) 現地体験ツアー周知・募集に係る経費
- (2) 現地体験ツアー実施に係る経費（車両借上料、参加者の食費・宿泊費(個人的な支出及び酒類等を除く。)、体験費用、講師謝礼、旅行保険料等)
- (3) 実施報告書作成経費
- (4) 上記作業にかかる人件費

#### 5 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 6 その他

- (1) 本事業の実施にあたって委託業務より生じた収入がある場合は、その額を委託料から控除すること。
- (2) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価額が3万円以上の物品については県に帰属するものとし、本事業終了後は県に引き渡すこと。
- (3) 県が実施するフォローアップ調査に協力すること。
- (4) 県が実施する他の移住推進事業及び委託事業者と連携をはかることで、相乗効果を上げること。
- (5) この委託により発生する報告書等成果物の著作権はすべて県に帰属する。
- (6) 本事業は、国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。
- (7) 本事業は、公費が財源であることから、事業趣旨をよく理解したうえで、事業開始後であっても、予算の範囲内で県の指示に従うこと。